

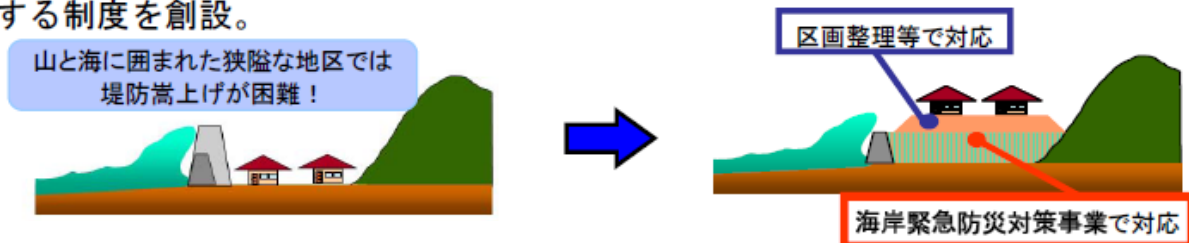
海岸の面的防護

1. 陸域での面的防護

(国交省の平成18年度新規事業要求内容)

○海岸緊急防災対策事業（新規）

山と海に囲まれた狭隘な地区で、堤防を嵩上げすると越波した海水が滞留し、被害が拡大するおそれがある箇所において、堤防嵩上げに替わり、地盤を嵩上げる制度を創設。

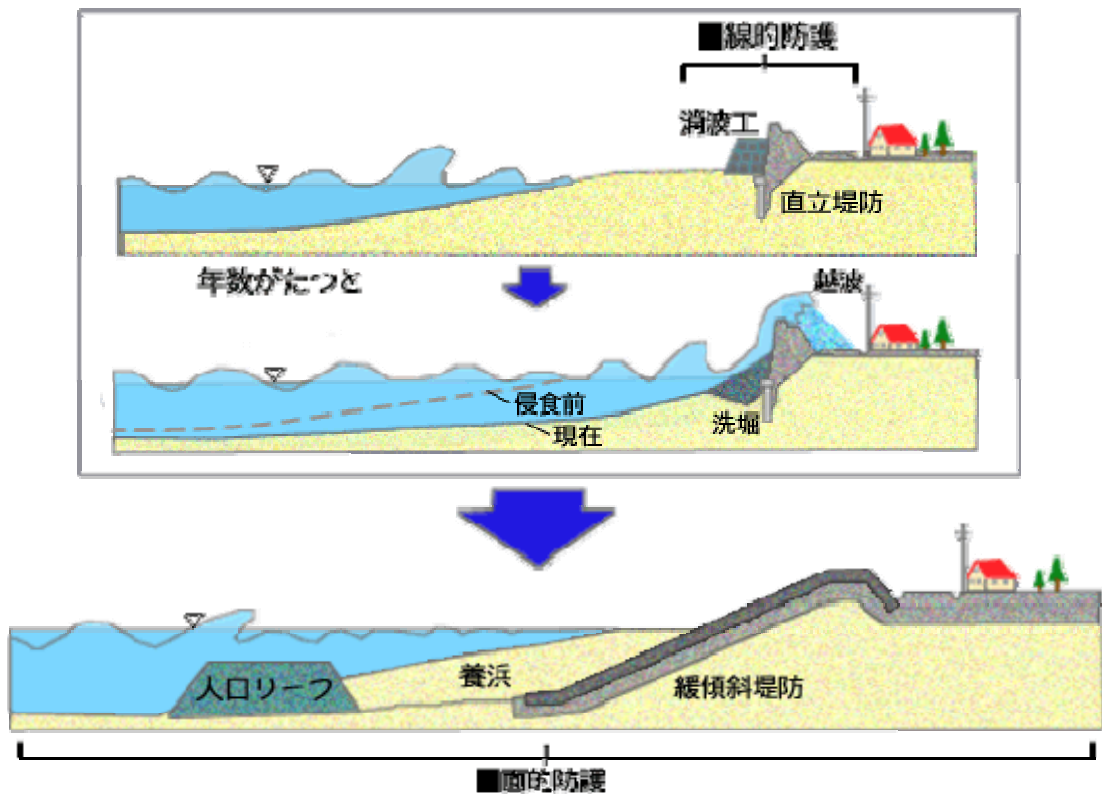


※ この事業は、平成16年の台風23号により、高知県菜生海岸の護岸パラペットが倒壊・流失し、家屋13棟が崩壊、3名が死亡、4名が負傷するという惨事をきっかけに、国土交通省が考案した新規施策であるが、採択されていない。従って、菜生海岸は、既存事業の「災害復旧事業」と「津波危機管理対策緊急事業」（堤防補強）で対応予定。（**菜生海岸の災害報告 別紙—1**）

2. 海側での面的防護（現在実施されている方法）

静岡県ホームページより抜粋

■ 線的防護から面的防護へ



従来は直立堤防（護岸）や消波工により、海岸を「線的に防護するのが一般的でした。この方式だと、侵食の激しい海岸では、年数がたつにつれて砂浜が後退し、堤防が倒壊したり、波が堤防を超えてしまうようになる場合があります。そこで考えられたのが複数の施設により、波の力を分散させて受け止める「面的に防護する」方式です。